

## 第1 監査の概要

- |          |                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 監査の種類  | 財政援助団体監査                                                                                                                                                                                                                          |
| 2 監査対象   | 四日市観光協会<br>四日市市商工農水部 商業観光課（財政援助に関する事務の所管課）                                                                                                                                                                                        |
| 3 事前調査日  | 平成22年12月24日                                                                                                                                                                                                                       |
| 4 監査日    | 平成23年 2月 1日                                                                                                                                                                                                                       |
| 5 監査対象年度 | 平成21年度                                                                                                                                                                                                                            |
| 6 監査対象事項 | 出納その他の事務                                                                                                                                                                                                                          |
| 7 監査方法   | 財政的援助にかかる関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理及び財産管理等は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。<br>また、市所管課に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行った。 |

## 第2 監査対象の概要

- |                                 |                                               |
|---------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1 補助金の名称                        | 四日市観光協会事業補助金                                  |
| 2 補助金交付額                        | 7,037,117円                                    |
| 3 補助金の交付目的                      | 四日市市の観光振興を目的に、市内観光関連事業者等から組織される四日市観光協会に補助を行う。 |
| 4 補助金の交付根拠                      | 四日市市補助金等交付規則                                  |
| 5 補助金の概要                        |                                               |
| (1) 交付申請（四日市市補助金等交付規則第3条）       |                                               |
| ア 申請日                           | 平成21年4月1日                                     |
| イ 書類                            | 補助金等交付申請書<br>（添付書類：事業計画、予算書）                  |
| (2) 交付決定（四日市市補助金等交付規則第4条、第6条）   |                                               |
| ア 決定日                           | 平成21年4月1日                                     |
| イ 書類                            | 補助金等交付決定通知書                                   |
| (3) 計画の変更（四日市市補助金等交付規則第11条）     |                                               |
| ア 申請日                           | 平成22年3月31日                                    |
| イ 書類                            | 補助事業等計画変更承認申請書                                |
| (4) 変更決定（四日市市補助金等交付規則第11条、第12条） |                                               |
| ア 決定日                           | 平成22年3月31日                                    |
| イ 書類                            | 補助金等変更決定通知書                                   |
| (5) 実績報告（四日市市補助金等交付規則第13条）      |                                               |
| ア 提出日                           | 平成22年3月31日                                    |
| イ 書類                            | 補助事業等実績報告書                                    |

(添付書類：収支計算書、事業報告書)

(6) 補助金交付(四日市市補助金等交付規則第15条)

ア 交付日 平成21年6月5日、平成21年11月11日、  
平成22年5月28日

### 第3 監査の結果

四日市観光協会の出納及び出納に関連する事務並びに市所管課の団体に対する指導状況等について、監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

#### 1 指摘事項

##### 【四日市観光協会】

特になし

##### 【商工農水部 商業観光課】

###### (1) 補助金の交付決定について

四日市市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、補助金の交付決定にあたり交付条件として補助金交付の回数や交付額を付しているが、交付の時期について明確な条件を付していないため、交付の時期が不明確となっている。交付決定にあたっては、交付方法や交付時期など補助金に関する条件を適正に付するよう改めること。 【是正改善事項】

###### (2) 補助金の効果測定について

四日市市補助金等交付規則第13条では、補助事業が完了したときは、「事業実績と効果」を記載した補助事業等実績報告書を提出することになっているが、毎年同じ内容の報告であり、補助金の効果を十分に検証しているとはいえない。補助金の効果を検証できる数値目標を検討するなど検証方法の改善に努めること。 【是正改善事項】

#### 2 所 見

##### 【四日市観光協会】

###### (1) 経理簿の整理について

定期的に複数人が経理簿と預金通帳残高との照合を行う体制の整備と、金額の照合が容易に行えるような経理簿の記載・整理方法や預金通帳の年度別分冊化について検討すること。

【検討事項】

###### (2) 会計処理上の責任体制について

会計処理において、観光協会内の申し合わせにより5万円以上の支出は会長の事前承認、5万円未満の支出は事務局長決裁で、執行後会長の事後承認を得ているが、会計処理上の責任体制を明確にするため専決規程等の整備を検討すること。 【検討事項】

( 3 ) 備品台帳の整備について

市の補助金で購入した備品について、備品管理が行われていないので、備品管理規程や備品台帳の整備を検討すること。 【 検討事項】

( 4 ) 補助金関係書類の保存について

市の補助金等交付決定通知書の交付条件には、「補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。」となっているが、四日市観光協会には補助金の交付に係る関係書類の保存年限を定めた規定がないので、文書保存規程等の整備を検討すること。【 検討事項】

【商工農水部 商業観光課】

特になし